

■ 銚子市風致地区行為許可申請図書説明書

提出書類（正 1 部、申請者の控えが必要な場合はもう 1 部）

- (1) 風致地区内行為許可申請書【第 1 号様式】
- (2) 概要書【第 2 号～第 5 号様式】
（建築物、工作物、土地形質変更等及び木竹伐採の各概要書のうち該当するもの）
- (3) 委任状（代理人が申請する場合）
- (4) 土地登記簿謄本（原本）
- (5) 公図の写し（法務局所管のもの）
- (6) 案内図（都市計画図 S= 1/2,500 又はこれに準ずるもの）
- (7) その他図面 以下のとおり
- (8) 現地写真

(イ) 建築物の建築又は建築物の色彩の変更(建築物の色彩の変更にあつては、平面図を除く)

図面の種類	縮尺	事項
配置図	1/200～1/100	方位、建築物等の位置を表示、道路の幅員、風致の壁面後退規制の区域を黄色で着色、道路及び隣地境界線から壁面までの有効距離を記入、敷地求積図（三斜求積、面積計算式）
平面図	1/200～1/50	出窓の出幅、F. L、バルコニーの出幅等を記入、建築面積の計算式
立面図（正面、左右両側面及び背面の 4 面）	1/200～1/50	屋根・外壁の色彩の着色、軒・庇の出幅、ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ、最高高さ等の記入
縦断面図（2 面）	1/200～1/100	現況地盤及び設計地盤、申請に係る建築物と他の建築物との別、平均 G. L の計算式

(ロ) 工作物の設置又は工作物の色彩の変更(工作物の色彩の変更にあつては、平面図を除く)

図面の種類	縮尺	事項
配置図	1/200～1/100	方位、敷地の境界、工作物の地上投影部分、申請に係る工作物と他の工作物との別
平面図	1/200～1/50	工作物の水平投影面積
立面図（正面、左右両側面及び背面の 4 面）	1/200～1/50	仕上げ方法及び色彩の着色
縦断面図（2 面）	1/200～1/100	工作物の断面、現況地盤及び設計地盤、申請に係る工作物と他の工作物との別

(ロ) 宅地の造成等、水面の埋め立て若しくは干拓、土石類の採取又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源のたい積

図面の種類	縮尺	事項
地形図	1/1,000 以上	方位及び行為位置の境界
平面図 (造成計画平面図)	1/600～1/50	方位、行為位置の境界、排水施設、切土又は盛土をする部分、のり面、擁壁、現況地盤、設計地盤、行為面積の計算式及び土量計算式
断面図	1/200～1/100	のり面の高低差の最大、擁壁部分は工作物の構造図
のり面断面図	1/50	
植栽図	1/600～1/500	既存樹木及び植樹木の位置、種類、形状及び植栽面積

(二) 木竹の伐採の場合

図面の種類	縮尺	事項
地形図 (現況図)	1/2,500 以上	方位、周辺地域の土地の利用状況、伐採区域又は伐採樹木の位置、種類、形状等

《注意事項》

- 1) 平成26年4月1日より風致地区内行為許可等の審査・許可事務を銚子市が行うことになりました。なお、申請書の提出先はこれまでと変わらず「銚子市都市整備課」です。
- 2) 許可を受けた行為内容を変更しようとする場合は、風致地区内行為変更許可請が必要です。
- 3) 申請者と登記簿の土地所有者が異なる場合(共有の場合を含む)は、土地所有者の土地使用承諾書又は賃貸借契約書、売買契約書の写しの添付が必要です。
- 4) 地番(筆)の一部を使用する場合は、残りの敷地の現況図を添付してください。また、残りの部分に建築物があるものについては、その部分が風致地区条例の規制(健ぺい率、壁面後退距離)を満たしているかどうかの確認が必要です。
- 5) また、残りの部分に建築物があるものについては、その部分が風致地区条例の規制(健ぺい率、壁面後退距離)を満たしているかどうかの確認が必要です。
- 6) また、残りの部分に建築物があるものについては、その部分が風致地区条例の規制(健ぺい率、壁面後退距離)を満たしているかどうかの確認が必要です。
- 7) 代理人による申請の場合は、申請者住所氏名の下空白欄に、代理人氏名、事務所名、連絡先等を記入してください。
- 8) 申請図書の控えが必要な場合は、もう一部の図書を作成してください。
- 9) 申請内容によっては、本書に記載されていない図書の提出が必要となる場合があります。

※条例、施行規則の内容や審査基準については、窓口備付・市HPの『銚子市風致地区条例』、『銚子市風致地区条例施行規則』及び『銚子市風致地区条例に基づく許可の審査基準』を閲覧してください。